

八幡宇佐宮御託宣集の裏書について

——大谷大学図書館所蔵本の紹介をかねて——

新間水緒

『八幡宇佐宮御託宣集』(以下託宣集と称す)は、鎌倉時代

中期、宇佐宮の神宮寺である弥勒寺の社僧神吽によつて編

纂された信仰の書である。内容は宇佐宮の託宣を中心に、
それに関する官符・諸社縁起等から構成されている。いわ
ゆる説話集とは性格が異なるが、元寇直後の八幡信仰の世
界を知る資料として、或いは寺社縁起と同質の神祇説話の
宝庫として、興味深い書である。

託宣集の成立と編纂意識については既に論じたことがあ
るので、本稿ではその裏書について少しく考察を加え、併
せて大谷大学図書館所蔵の託宣集裏書を紹介したい。

現存の託宣集諸本の中では裏書を持つのは、杵原八幡宮所
蔵本、穂久邇文庫所蔵本、大谷大学図書館所蔵本の三本で、
卷五(靈)・卷七(威)・卷十(通)・卷十一(大)・卷十二
(自)・卷十四(王)・卷十六(薩)の七巻分の裏書が残さ
れている。

奥書によると、書写年代は杵原本が文明二年(一四七〇)
で最も古く、穂久邇本と大谷本が延宝八年(一六八〇)とな
っている。後二者は奥書も内容もほぼ一致しており、極め
て近い関係にあると思われる。これについて、重松明久氏
は、大谷本は穂久邇本からの転写本であろうと言わわれてい

るが、大谷本には所々に宇佐の「佐」を「作」とする特徴的な用字法が見られること、又柞原本と穗久邇本に共通する誤りを大谷本によって訂すことができる箇所もあることから、大谷本が穗久邇本の直接的な転写本かどうか疑問の残る所である。

以上の三本の他に裏書そのものは残されていないが、託宣集中に裏書の存在を明記した本として、奈多八幡宮所蔵本と宇佐八幡宮所蔵本がある。このうち奈多本中に「裏書別在之」と記す箇所は、柞原本系の裏書の場所と一致しており、現存しない奈多本の裏書が、柞原本系統のものであることが知られる。問題はこれら四本の裏書の内容と、宇佐本のそれとが異なるらしいことである。

宇佐本託宣集（卷子本）には、裏に「在裏書」と注記した箇所が卷一／二箇所、卷二／五箇所、卷三／六箇所、卷四／五箇所、卷五／十七箇所、卷六／十二箇所、卷七／三箇所、卷八／五箇所、卷十／十一箇所あるが、柞原本系の裏書が存在する卷五、卷七、卷十について、両者を比較してみると、次のように内容が異なるのである。

※卷五・七・十の中で、宇佐本の注記箇所の少ない卷七を比較した。

※宇佐本裏書の本文は現存しないので、裏書の注記箇所の文を

抜粋し、柞原本は裏書の内容を要約した（傍線筆者）。

宇佐本

柞原本

①参議從四位上右川

朝臣年足。

②梨原宮。

天平十二年、同十三年天平

勝宝元年、同二年の御封、

神宝等献上の事。

③尼社女授從四位下。

主神太神朝臣田麻呂外從五位下。三

永仁六年の神領安堵と神事

興行の倫旨。

④三国七郡御封のうち、天平

勝宝七年に公家に返却した

三国七郡御封のうち、天平

勝宝七年に公家に返却した

残りの六百余戸について。

宇佐本卷七に「在裏書」と記す三箇所のうち、柞原本と一致すると推定できるのは、③のみである。それも完全に一致しているかどうか疑問である。

同様に卷五、卷十についても裏書の指示内容を比較すると、宇佐本卷五の十七箇所の注記中、柞原本系の裏書の内容と一致すると思われるのは八箇所、同じく卷十については十一箇所のうち五箇所となつており、この三巻を総計すると、三十一箇所中十四箇所の注記が一致し、残り十七箇

所は内容を異にするのである。従つてこの結果から見る限り、宇佐本系裏書と柞原本系のそれとは別のものであるということになる。

しかしながら、この両者には共通する部分もあり、全く無関係に成立したもの思えない。例えば、宇佐本卷五の「我名於波曰護國靈験威力神通大自在王菩薩布」をさすと推定される「在裏書」の注記の右下方に「如來秘密神道之力事」とあるが、この語は、柞原本の卷五の裏書にある次の部分と同じ内容をさすと考えられるからである（引用は重松明久校注・訓訳『八幡宇佐宮御託宣集』による。以下同。）。

寿量品　如來秘密神通之力。

文句九云。神通之力者三身之用也。神者天然不動之理即法性身也。通是無聖不思議之惠即報身也。力是幹用自在即應身也。仏於三世等有三身。於諸教中。秘而不傳。

従つて、柞原本系と宇佐本には何らかの関係があり、どちらか一方がもう一方を参照しながら、後に裏書を書いたのではなかと思う。兩者に共通する卷五・七・十の注記事

延慶二年己酉十一月廿三日。惣弁官川合宿称元（永カ）氏對面物語之次。永氏此申云。御託宣集學頭御房所望之處。先房被預置云々。可被許否云々。神叟申様。可中（申カ）書之由被申之間。領掌許也。永氏云。被書写其本否。答申。及誓狀事候へハトテ一文モ不書留申罷返畢。同三年正月三日寅時夢想云。永氏与神叟如去年十二月問答一言不違ノ師匠学頭御房へ参シテ申様。御託宣集事。永氏問答候ツルニ。聖廟勅答之時又円融院天錄年中御託宣計真言秘抄奥書置申候シルト申シケレハ。其二文二百貫當被御（仰カ）ケリ（已上）夢之。

此二文書写事实正ニテ候。

文中、「永氏此申云」とあるように、自分をさして「此」と言っており、この文はおそらく神叟の自記であろう。他にこのような書き方をした箇所はなく、他書からの引用はその旨断つてゐることから、柞原本系の裏書を書いたのは、この文の筆者であり、又神吽の弟子でもある（前文に「神吽法印之弟子神叟」とある）神叟ではないかと思う。裏書について、もう少し内容を検討してみたい。

柞原本系自卷（巻十一）裏書に、この裏書の著者を暗示していると思われる次のようない部分がある（傍点筆者）。

注目すべきことに、「被書写其本否。」という永氏の間に對して、神叟は「及誓状事候へハトテ一文モ不書留」と答えていた。おそらくこれは、神吽のまわりに、神の詞を集めた託宣集を神聖な書とする觀念があり、迂闊に書写してはならないという空気が強かった故ではないかと考えられる。このような事情は、奈多本卷十六の奥書に、託宣集について「是為當宮眼目之間。即御神体也。瞰不可開之。況於他散外見哉。」(傍点筆者)とあるのと同質のものであろう。書写さえもばかられるような中にあって、神叟・永氏といつた神吽の周囲にいた人物が、託宣集に追補の手を加えたとは思えない。

現存の託宣集の完本は十六巻であるが、神吽が編纂したオリジナルな託宣集は、現在序が置かれている卷三から卷十六までの十四巻であり、卷一・二は卷十五・十六をもとに追補したものであることについては、別稿で既に論じたので、詳細はそちらに譲り、ここではそう推定した理由として、現存諸本の序の位置が不自然であること、又卷一・二と卷三以下の編纂意識が異なること、又上述のように、卷一・二は卷十五・十六をもとに書かれている等の点をあげるに留めておく。

柞原本系の裏書で現存するのは卷五以下の部分であるが、

仮に卷四以前の裏書が存在していたとしても、おそらく神吽の原託宣集に即した卷三以下卷十六までのものであつたであろう。上述の神叟の文は、神吽周辺の宗教的雰囲気をよく伝えており、みだりに託宣集に手を加えることを禁じる、厳しい空氣があつたことを示唆している。託宣集が現在の様な十六巻の構成になつたのは、神叟を始めとする神吽の弟子たちが生存していく時代以降のことであろう。これに対しても字佐本の裏書は、後に追補されたと推定される卷一・卷二部分にも及んでおり、成立は柞原本系の裏書よりも後であろう。

三

現在宇佐八幡宮に所蔵されている託宣集は十六巻の卷子本であり、裏に裏書が有る旨の注記があるが、裏書本文は残っていない。しかし現存の本から、その内容の一端を窺うことができる。

託宣集卷一の神功皇后と応神天皇の記述の間に、本文とは異質の注釈部分がある。注釈の内容は次の三点、即ち神功天皇(皇后)の本地垂迹の事は後文を見よ、ということと、応神天皇誕生譚に伴う鎮懐石の事、又母方である龍宮より纏襷が贈られたことである。この注釈が神功皇后条の

後に置かれたのは、神功皇后にまつわる事柄であるからであろう。

ところで、宇佐本卷一の仲哀天皇条には、「以妃氣長足姫立皇后。是神功皇后也。」の文の裏に「在裏書」の注記がある。この「在裏書」の注記と託宣集本文中の神功皇后についての注記である「此天皇御靈本地垂迹御事。在後。可見之。」の間には、何らかの関係があるのでないだろうか。

又、次の鎮懐石の注釈は、風土記や順徳天皇御記、万葉集等を引用しており、さらに応神天皇誕生説話は、神吽の「宇佐大神宮縁起」からの引用である。これらの注釈は他卷の裏書と書き方がよく似ており、内容的にも裏書そのものである。卷一本文の流れから見て、この箇所に注釈があるのはいかにも不自然であり、以上の点を総合すると、この卷一本文中の注釈部分は、託宣集のある段階において、裏書の一部が本文中に取り入れられた可能性が大きい。

又、宇佐本の裏書については、神習文庫所蔵本の卷二頭注に、その一部が引用されている旨、重松明久氏が指摘されている。それによると、神習文庫本卷二の頭注には、四箇所に裏書が引用されており、うち三箇所が宇佐本に「在裏書」の注記がある場所に当たっているという。このこと

から、重松氏は、これらの裏書は、宇佐本からの引用であろうと推定されたのである。この神習文庫本頭注が引用している裏書の内容は、先に指摘した卷一本文中の神功皇后に関する注釈と形式の上でよく似ている。従ってこの点からも、卷一本文中の注釈と宇佐本の裏書との間には、何らかの関連があるのでないかと疑いたくなるのである。

宇佐本の裏書については、もう一つ興味深い事がある。先に、宇佐本卷五の「在裏書」とある場所の右下方に、「如來秘密神道⁽⁴⁾之力事」なる語があり、これは柞原本系の裏書にもある事を述べた。この同じ言葉が、実は後に卷一・二を追補した際に、神吽とは別人の手によって卷一巻頭に付されたと思われる序にも見えるのである。

現存の託宣集は神吽の序が卷三巻頭に置かれているが、それとは異なる序が存在することが重松明久氏によって報告されている。⁽⁵⁾ 尊經閣文庫所蔵の二巻本の託宣集と、到津公誼氏旧蔵本（現東京大学資料編纂所蔵本はその転写本）の校合本である高野山金剛峯寺本の卷一巻頭に載せられているのがその序である。

この二つの序は文章がよく似ているが、卷一序の文は説明的、注釈的、敷衍的という性格が指摘でき、又文中に「配我名等二八字。定卷軸之數也。」とあることから、卷

三序を下敷きにして書かれたもので、神吽の原託宣集が十六巻になつたときに、新たに付されたものである事については、既に論じた。⁽⁶⁾ この卷一序にも、「如來秘密神通力。語不可不信矣」の語がある。これは何を意味するのであるうか。

現在のところ、單なる推測の域を出ないのであるが、託宣集の卷一・卷二の追補者も、神叟が書いた柞原本系の裏書を見たのではないだろうか。仮にその推定が可能であるとしたら、現在の託宣集と柞原本、宇佐本二系統の裏書の成立について次のように言う事ができよう。

まず神吽の原託宣集に対し、弟子の神叟によつて柞原本系の裏書が書かれ、その後卷一・卷二が追補されて、現在の十六巻の託宣集となつた。その際、神叟の裏書を参照した追補者の手により新たに卷一序が付された。次いで追補者と同一かどうかわからないが、ある人物の手によつて柞原本系の裏書を参照しつつ、宇佐本系の裏書が書かれたのではないだろうか。先にふれた神叟の口吻からしても、神吽のまわりにいた人々が託宣集に追補の手を加えたとは考えにくく、卷一・卷二はそれ以後の追補であろう。従つて、この部分の注釈を持つ宇佐本系の裏書成立は、さらに後の

この二系統の裏書の内容については、両者に共通する卷五・七・十を比較してみても、あまり差がないように思う。強いて言えば、柞原本系の裏書は、八幡大菩薩の真言や經典の引用等仏教色が強く、宇佐本系の裏書は、事実に興味を示す傾向が強いということであろうか。例えば宇佐本に「在裏書」とあるものは、「參議」、「和氣清麻呂」、「梨原宮」等、具体的な事柄の注釈が多い。この傾向は、神習文庫本の卷二に引用されている裏書の一部についても同様である。裏書はこのような託宣集に対する注釈の他に、託宣集のまわりにいた人々の宗教的雰囲気を伝えていて興味深い。先にあげた神吽の周りにいた人々、即ち神叟、永氏と言つた人々、あるいは、神吽の胸部から阿吽の水が流れる夢を見たという世輔等、託宣集編纂當時、神吽の周囲にいた人々の、一種熱を帯びた宗教的雰囲気を伝えている。神吽の周りには、託宣を復興させるという志で結ばれた、同法集団のようなものがあつたのではないかという推定も可能である。これらは託宣集とその世界を理解する上で参考になる。

四

てその翻刻を付して拙論を終わりたい。

一行十九字から二十四字となつてゐる。

託宣集は奈多本・柞原本系と宇佐本系に大別できるが、

大谷本は裏書の内容が柞原本と同じであり、又託宣集本文も柞原本や奈多本に近いことから、前者の系統である。

大谷大学図書館の所蔵にかかる『八幡宇佐宮御託宣集』(全三冊)は、卷一から卷六までの残欠本であるが、裏書を伴つてゐる点、貴重な伝本である。

まず、書誌を述べる。

当該本の寸法は、三冊とも横二十纏、縦二十六・六纏。

茶色の刷毛目模様の表紙で、外題は表紙に直書で「八幡宇

佐宮」(第一・第三冊)、「八幡宇佐宮御」(第二冊)とある。

第一冊は墨付五十五丁、遊紙が頭に一枚あり、「我卷第一

八幡宇佐宮御託宣集 御因位部」、「名卷一_{或本護字卷也} 八幡

字佐宮御託宣集 三国月志 震旦 日本御修行部」、「護卷三 八

幡宇佐宮御託宣集并序」が収められている。第二冊は、墨

付五十五丁、遊紙首尾に各一枚、「国卷 八幡宇佐宮御託

宣集 三所宝殿以下事」、「靈之卷五 八幡宇佐宮御託宣集

裏書別在之 菱形池辺部大尾山」、「驗之卷六 八幡宇佐宮御託

宣集 小倉山社部上」を收める。第三冊は裏書で、墨付三

十一丁、遊紙が首尾に各一枚、「八幡宇佐宮御託宣_{靈卷裏書分}

」として、靈、威、通巻分の裏書と、「大巻裏書二」とし

て大、自、正(王の誤写)、薩卷の裏書分を載せる。一丁

は八行で、一行は十六字から十七字であるが、裏書部分は

憲法印写之とあり、以下同様の書き方で、日付が「延宝八曆庚申卯月十一日」(卷二)、「延宝八年庚申卯月二十九日」(卷三)、「延宝八曆庚申五月三日」(卷四)、「延宝八年庚申五月八日」(卷五)、「延宝八年庚申五月十一日」(卷六)となつてゐる。

一方裏書の方は、第一巻(靈、威、通巻分裏書を收める)の末尾に「延宝八年庚申初秋中八日生歲六十一才豪憲法印写之」、第二巻(同じく大、王、薩卷分裏書)「延宝八曆庚申初秋下四日六十四歲_{也九}□写之」とあり、本文同様、延宝八年の卯月から初秋にかけて豪憲法印によつて書写されたものであることが知られる。

これと同じ奥書が愛知県豊川市の穂久邇文庫所蔵本にもあり、内容的にも極めて近く、この二本は密接な関係にあると思われる。しかし前述したように、大谷本によつて穂久邇本の誤りを訂すことができる箇所もあり、又裏書内扉の表題も異なることから、大谷本を穂久邇本からの転写本

とするには疑問が残る。両本に共通している薩卷裏書の奥書にある「六十四歳」云々の文は、年齢も記述の方法も他巻と異なり、豪憲法印の名も書かれていないことから、両本の祖本の段階でこの部分が失われ、豪憲以外の人物によって補筆されたのであろう。ちなみに穂久邇本は十六巻の完本である。

大谷本がどのような経緯で大谷大学図書館に入ったのか祥ではない。従ってこの本が当初から六巻のみの写本であったのか、或いは当初は十六巻の完本であったが、ある時期に巻七以後が失われてしまったのか、不明と言う他ない。

(2)本文中の空白は、大別して脱文と改行の二つの場合があるが、脱文は柞原本によつて()中に補い、改行を示すと思われる場合は、改行を施した。

(3)本文に付されたゞ、ゞ等の記号はそのまま残した。又原文には句点はないが、読解の便宜を考へ、句点を施した。

(4)柞原本、穂久邇本、大谷本三本間の本文異同については、既に重松氏の御本があるので、詳細はそちらに譲り、本翻刻では誤写・脱文により意味の通じにくい点に限り、柞原本を参考し、注記した。柞原本本文については、重松氏前掲書によつた。

(6) (5) 同。
注(1)参照。

八幡宇佐宮御託宣
靈巻裏書分一

鍛治事。

世間所作中何現鍛冶体坐哉。伝大士者弥勒菩薩之化身也。常於稽停浦垂鉤之處。嵩杜多来云。我曾於毘婆尸仏所。共汝發心修道。

託宣集裏書については、既に重松明久氏が柞原本を翻刻し、穂

久邇文庫本、大谷本の校異を付されているが（重松明久校注訓訳『八幡宇佐宮御託宣集』現代思潮社刊）、本文を比較することにより、新たな発展もあると考へ、翻刻を試みた。翻刻に際し、快く御承諾下さった大谷大学付属図書館に対し、深謝申し上げる。

*翻刻に当たり次の諸点に留意した。

①異体字はできる限り現行の字体に改めたが、一部そのまま残した所もある。

(1) 拙稿「八幡宇佐宮御託宣集について——原託宣集と現託宣集——」文芸論叢 第32号

(2) 重松明久校注訓訳『八幡宇佐宮御託宣集』解説。
注(1)参照。

(3) (4) (5) 注(2)参照。

大谷大学図書館所蔵『八幡宇佐宮御託宣集』翻刻

円光宝蓋。副于我身。即挽捕魚之具笈云。⁽²⁾ 鐏鉗之所⁽³⁾ 鈍鉄多。良医之門。療(人)滿。我化度利生志矣。何暇思彼天宮云々。弥勒即尺⁽⁴⁾ 迎本化弟子。当来道師也。現種々之形。利一々之生。凡夫鈍鉄多故也。金銀銅鐵之中。拳收余尤甚深之義也。広劫以来。衆生心中有仏生。金夫煩惱鉄。今依仏教。依神力。以敬神之智。⁽⁵⁾ (抑煩惱之鉄) 磨仏性之金也。金性雖堅。羊角碎之。羊角雖堅。⁽³⁾ 賞鐵碎之。仏性譬金体。煩惱譬羊角。賓鐵譬(知惠云々)。

ハ依之大菩薩今現鍛治老体之形。以知惠賓鉄。打碎煩惱瓶羊之角。令顯衆生仏性之金也。和光同塵利益衆生是也。依金剛般若經。⁽¹⁾ 現⁽²⁾ 釤治老体坐也。依之大菩薩自令誦此經也。金剛本有仏性。般若經者賓鉄知惠也。

积迦尊昔為(陶)師。造縛⁽⁴⁾ 反無常之器。大菩薩今現鍛治。顯常住仏性之金。

六帖第十五貫之詠之。

とよ國のひしのいけるひしのねを

とるとやいもか袖ぬれにけむ

根本記云。

宇佐郡菱形辺小倉山之麓云々。

一云。宇佐郡大尾山麓有鍛治云々。

一云。大菩薩於菱形池緣現七貌鍛治云々。

日本記云。宇佐郡厩峯菱形池之間云々。

私云。菱形山者三山如菱形。一小倉山。二大尾山。三西山

亦云。

文句九云。
△日光 △月光 △日本
△可尋之。
(△四註維摩経云。自在王菩薩。
羅什三歲。
什日於法自如王之於民也。)

有處云。宇佐八幡大菩薩變身三所御名。

此池在三山之間。貫之歌此心也。三山皆菱形也。故云小倉山之池。又云大尾山之池也。但厩峯菱形池之筆闇遠故云尔也。厩峯非菱形山之中。又此池非厩峯之中也。件靈地在大尾峯。三山谷無(一)池云々。各直⁽⁵⁾三山也。又小倉山相似龜化云々。故又名龜山。池菱形東尾故云大尾峯。在龜尾方故。」云爾也。

或記云。大尾山別所池者。菱形池也。件池邊大菩薩昔(七)貌御志氣留乎。大神比義奉顯云々。

弥勒寺々司祐清法印。嘉禄年中遷宮自此池邊。掘出彼鍛治炭云々。桜物語云。

欽明天皇御宇。豊前国宇佐郡馬城峯菱潟池辺竹林。其竹中。大木桜アリ。彼桜ノ花ノ上ニ三歳小兒ト現シ玉フ。時大神比義アヤシミテ。幣ヲ捧テ祈ヲ申サク。營田者御諱号也。河内国アリ在八幡之神宮云々。自仁德天皇元年丁未迄⁽⁶⁾ 欽明天皇卅二年辛卯日百廿一年歟。

身量品。如來秘密神通之力。

文句九云。

神通之力者。三身之用也。神者天然不動之理即法性身也。通是無

壅⁽⁷⁾ 不思議之惠即報身也。力是幹用自在即應身也。仏於三世等有三身。於諸教中秘而不伝。

有處云。宇佐八幡大菩薩變身三所御名。

兜卒內院金剛齋比丘。外院（中屋）拔提神。

或記云。大安寺僧願大菩薩本身奉見之。示現云。欲見可身寶藏之中云々。夢覺開法藏見之處。諸經皆破損。其中自在王經下卷々矣。

自在王經云。乃往古世過无量阿僧祇劫有_{〔仏藏〕}〔⁽⁸⁾〕_{〔9〕}菩薩比丘。名金剛齋。得持戒力。行淨戒故。有魔子。相障辱此

比丘行。如是持戒修聖法。千歲隨迹乃至不見一念心散。不能相障。

〔現〕_{〔無數〕}兼身問答不能障辱。與八萬四千眷屬。成弟子。自在王。彼

仏金」剛齋比丘豈異人。法身是也。魔子持地菩薩是之。

大悲花經_{〔13〕}云淨影大師。云法藏比丘。是大自在。恒順衆生往生安樂

國_{〔14〕}

自在。自在王經云。仏告自在王菩薩有四自在。_{〔15〕}法以此法故。能自

在令諸衆生得住大乘。何等為四。一者戒自在。二者神通自在。

三者智自在。四者患自在。

大自在。梵語云。

〔摩訶大義〕_{〔16〕}阿波肇自義

昆波羅在義

〔⁽¹⁷⁾〕_{〔18〕}羅方

若王義

〔⁽¹⁹⁾〕_{〔20〕}又自在（王）_{〔21〕}奪迅王菩薩。」

次止規云。云何為大。其性廣博多所含容。大智大斷大人所乘。大師子吼大答凡聖故為大文。

或人云。大神朝臣比義者。武内大臣再來之云々。

應神天皇之昔者。為執柄因_{〔22〕}奉給仕早。八幡靈神之時者。現仙翁體。奉勸請者也。是以當宮无武內之号。下宮_{〔御欽殿方〕}有比義之神

之故也。石清水依有武內。無比義宮室歟。此外六条新宮閑東鶴岳

（等）同前。

比義於馬城峯者。号波知翁八百歲成石体神。今号「武」_{〔5〕}內神。奉副第

三靈石是歟。

已上條々義委可尋聞之。

八幡三所大菩薩梵語_{〔23〕}。

〔阿史咤_{〔二合〕}八義〕_{〔24〕}〔⁽²⁵⁾〕_{〔26〕}路多迦羅義_{〔27〕}捺哩三合_{〔28〕}拏三義_{〔29〕}薩他泥所義

〔⁽³⁰⁾〕_{〔31〕}驥擎大義_{〔32〕}菩提善義_{〔33〕}薩埵婆耶薩義

八幡大菩薩真言阿蘇寒相院說云々。

唵阿尾多婆伽婆那莎呵。

第四十二同四十三持統文武天長大宝兩天之比也_{〔5〕}」_{〔6〕}」

或人云。此寶珠者。八歲龍女獻乳尊玉也。不審々可委尋

十節錄云。馬性屬陽。白色為本。在天曰白童。在地曰白馬。此日見白馬。（即年中邪遠去不起云々。）

一。宇佐池守者。上世上代勝人利人也。欽明天皇御宇。馬城峯光明事。大神比義諸共勅答畢。非直人也。於豐前國宇_{〔25〕}作郡神山仰靈威。在宇作之故為其姓。常住野仲鄉靈池。蒙神命為池守之故。号

其名。抑此寶池者。大菩薩上世之交。何代之間。蒙神命（哉）。於御現身_{〔6〕}者三百余歲。不知上古長短也。設雖有父母之以大神（池守）。

一。奉刈御薦之時。和歌之後有御詞。未知之間。神呼僧都。延慶_{〔27〕}

四年辛亥四月廿五日。於御宝前。同少司兼祝之神朝臣宮守云。和御_{〔28〕}

謂大旨。人之所知歟。第二御詞如何。宮守答云。秘事也。仍不載

式文。擬奉刈御薦之時。召仰御杖人也云々。當座人多恐聞食書与之。

大貞やみすみの池のまこも草

なにをえんにてはらみおふらん」

四はう八はうの風ふけはおこもめこもにすり

あいてこれを縁にてはらむ也けり 云々。

(30)

大者広⁽²⁹⁾无辺之義。貞者貞實正直之義。三角共火大法身之義。池者水大法身之義。火即日輪愛染王也。水即月輪不動尊也。水火二法和合。出生万法日月両輪。⁽³¹⁾元明照持一天。又那尼者。法花経尺云。那者男通名。尺者女通名云々。

八幡大菩薩有何謂。奴薦為百王守護之御枕給フ(之) 義々⁽³⁴⁾。

一。若宮神者。五十二代淳和天皇御宇。有神託令顯現而。四十四代元正天皇御宇。養老元年向鹿児嶋事如何。未顯之前冥伏也。

(一。放生事。)

梵網經云。以慈心故。行放生業。一切男子是我父。一切地水是我先身。一切火風是我本体。故常行放生。生々更生常住之法。教人放生。

一。淨刹事。

建治三年京下説法者惠戒法師。二月十一日於大武堂説法之時云。

大菩薩託宣云⁽³⁵⁾。

受生於境內牟輩。自人倫至犬類。皆極(渠)乃久住菩薩也。故仁庸比毛不隔志衣乎毛不隔志云々。

下座之時相尋之處。答云。記録分明也云々。
靈裏書分

威卷裏書分別紙記之。不審有之。可尋之。

淳和天皇御宇。

△大宮司大神朝臣ト任次任事⁽³⁶⁾。

天長三年仁治三年歟。而依天長九年宦符。奉造此四天王等者。為前宮司而造歟。(又)人補任脹証⁽³⁷⁾也。

天平十二年^(庚)依大軍事馳遣勅使。奉御封廿戸初度兼御神宝及造寺度僧也。

天平勝寶元年^(己)奉三百十三人封民。

天平勝寶二年^(庚)二月廿九日被獻本封一千六百八十戸。相交三國七郡以前紀之⁽⁸⁾。

類聚国史第五云。八幡天聖武皇帝天平十三年閏十二月^(甲)奉八幡神宮必錦冠一頭金字最勝王経法花経各一部。度者十人封戸馬五疋。金銀造三重塔一遍。賽宿禱上同前。

改元永仁元年四月八日。登檀受戒之。太宰府觀世音寺惠僧等。令刃傷斂害⁽⁴⁰⁾當古僧神人等之間。奏聞之日為被体申神慮。配流下平被下綸旨云⁽⁴¹⁾。

宇佐宮勅施入已下神領等。近年多牢籠^(云々)。大以不便。早止非器甲乙人等之知行。所被返付本主神宮等也。先神事興行。可專御

祈禱之由。可有御知神宮等之⁽⁴²⁾。天氣所候也。以此趣。可被伝申
近衛大納言殿候。仍執達如件。

永仁六年六月十二日⁽⁴³⁾ 右中將実躬

謹上 刑部卿殿

都合六百四十烟。加封二百廿五烟。⁽⁴⁴⁾

日向國百十五烟。本封百烟。加封百十五烟。

児湯郡百五十烟。臼杵郡六十五烟。

豊後國百十五烟。本封百烟。加封百十烟。

大野郡五十烟。國崎郡六十五烟。

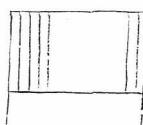
今所殘六百余戸封。

豊前國四百十烟。

上毛郡一百烟。宇作郡二百烟。下毛郡一百烟。

通裏書⁽⁴⁵⁾

此圖朱書



吉元ハハ女⁽⁴⁶⁾
不吉アルニハ未加利由加美
和礼多留⁽⁴⁷⁾
此文

十
二
三
足
ト
子
取
謂
神
タ
メ
サ
子
取
此文

是者吉合トノ形也。一者ト⁽⁴⁸⁾黙。二ハ一黙。三ハ一黙也。委有
奥。此三ヲ三火トイフ。
次主神司之本司⁽⁴⁹⁾火生各着淨衣長綱甲之。次占部着生淨衣
用之。於

而⁽⁴⁸⁾大門有御祓⁽⁴⁹⁾主神司勤⁽⁵⁰⁾云。從東廊脇門參天三大殿御宝前ニシテ⁽⁵¹⁾有ト

筮。先薦一枚敷久。上立高坏。占部向御殿天。着薦際。左脇ニ置長
綱四丈天⁽⁵²⁾上ニ龜甲ヲ伏テ置⁽⁵³⁾。右脇白布四丈ヲ置テ佐⁽⁵⁴⁾未志⁽⁵⁵⁾乃竹ヲ立。
右脇ニ高御幣各二本ヲ立。長一尺七寸少御幣各五本ヲ立。長尺御幣
串竹用之傍⁽⁵⁶⁾大乎古須。御佐⁽⁵⁷⁾未志上ニ置天代女老符⁽⁵⁸⁾。貢進申殿ノ正
面。次ハ祝リ着座天。氏女両人之中。以叶神慮之人。可令補任禰宜
職之由。祝ヲ申ス。次御佐⁽⁵⁹⁾未志ヲ申下。次⁽⁶⁰⁾行御占。畢天申吉否。
次以叶吉之人。令着裝束。令着申殿ノ座⁽⁶¹⁾。依叶御占天以某令補任
禰宜職之由ヲ申天。悦ノ御手畢退出。但兩人不叶御占之時ハ。又御
佐⁽⁵⁷⁾未志ヲ雖不貢進。着替ノ氏女ニ所ト⁽⁵⁹⁾茎也。占体⁽⁶²⁾ニ龜甲ニ分ノ乃美
ニ以⁽⁶⁰⁾テ。一二ノ穴ヲ方彫天波和加乃木ノ皮ヲ知比佐久削天燒ス。其乎
岐以テ龜甲ヲ燒也。柱条甲占ハ八十条南利。占ハ廿ヶ条也。⁽⁶¹⁾

千歳布留龜ノ於呂志子ノ甲ヲ以テ用之。

崇徳院御宇天治二年十一月卅日。清原実盛為使者。尋問占部⁽⁶¹⁾奏永定之處。注申之旨如此。私云。女禰宜直子⁽⁶²⁾之特⁽⁶³⁾所出形也。

龜甲御占作法。

禰宜令着「之祈」⁽¹²⁾裝束。從脇波⁽⁶⁴⁾下了チ。

府使大監典代主神司占部件人等。從東廊。

大宮司次官弁官官人代等。參宮着座次第。

大宮司次官等着本座。氏女着東廊西一門。

大監占部等着門廊東。以西為上。件占部等參宮之時。前掃二

人各知彼夜ヲ。持御占物具等。

龜甲一枚五六寸。或七八寸。寸法不定云々。彼和加木ノ皮寸法

不定也。⁽¹²⁾御佐末志竹一与用之。分ノ乃美一高坏一本高一尺二寸。

龜甲置新長絹四丈。御佐末志宿新白布一段。膝突祈凡絹一疋。

小加須加三口。

大上云⁽⁶⁵⁾。達頗切。宮居難切室也。人者一人國王也故⁽⁶⁶⁾

司ハ王云正月一茲切

神主事。

夫縮一天。為社壇。廣一社。為大地。封立為神。為主也。依之被

補神。是土地廣大不可一二。祭之故⁽¹³⁾封立社也。土地者衆生所居。

五穀生所ナリ。玉篇云。社市者切土。社者接下利。地上所有之生也。

司馬遷⁽⁷⁰⁾云。社者云々。

面云。

大神比義。八幡神宮神職元初事。

玉篇云。

神市人切。神祇ナリ。説文曰。天神司出ス万物者也。王弼カ云。

神ト者變化シ極ナリ。

大戴礼云。湯々タル精氣ヲ曰神ト。

玉篇云⁽¹³⁾。

祝祭詞也。祭神之詞者。祈申天下泰平王民。

初鷹居瀬社祝⁽⁷¹⁾素鍊也。次小山田社今小倉山宮。初祝。次神主。

次大宮司也。

或云⁽⁷²⁾心經秘鍵聞書上。龜甲ト者。自西國為年貢収大ナル龜ノ甲ヲ切⁽⁷³⁾道篇作一尺計。

以燒鍊死甲。一々坼現レ字ヲ。隨其文ニト无刃ノ事ヲ也云々。

論語云。三思而後⁽⁷⁴⁾行フト又。

雜寶藏經云。昔有一人ノ羅漢ニ仕ヘル一人ノ沙弥。見此沙⁽¹⁴⁾弥。七

日ノ朝必可死レ。請暇還ル宅。道ノ中ニ諸蟻子。流水ニ見為死。懸憐

自脫袈裟。入テ土ヲ。撰水。救取蟻子。置高乾所。悉ク皆得生⁽⁷⁵⁾。

有七日還來ル。師大ニ恵テ入⁽⁷⁶⁾定。見ルニ无他事。只以蟻子救ヘルカ

之故。知延一也云々。

忌字鏡云。忌渠祀反去怨也。禁也。難也。憎惡也。

玉篇云。忌渠記切。子玉篇云。子恣似切。兒也。男子通称也。

病ハ表德号。畏也惡也。町下ノ義也⁽¹⁴⁾。

部類抄云。

字作宮御歌。
(78)

ありきとよきつゝ見れともいさきよき
みか心をわれわすれめや

是ハ孝謙天皇云削法皇讓給と。和氣清丸為使。申宇佐宮給時。

飯來奏不許給之由。仍法皇怒テ清丸足ヲ切テ。宇津遠船ニ乘テ流畢。
于時宇佐宮ニ流寄ル。彼御神哀清丸之清倫誦此哥。清丸膝ヲ捻給之

時。足即満足云々。今ノ和氣氏ノ祖也。
(15)

私云。孝謙天皇之時。非被召道鏡^ヲ。重祚高野稱德天皇御宇。

景雲之年清丸勅使也。此御哥^ヲ光仁天皇御宇宝龜四年由。田丸

等可注進申也。

春乃大祭ト云散斎祭事。

即喪期間歟

散斎之内。不得三串ヒ表カヲ何ヒ疾ヲ。食完一。不判刑^ヲ。不罰罪人。
判歎

不音楽。不預穢惡之事弘仁格云尔。

散斎致斎事。

或云。散斎一月也。自十一¹⁵一月朔至レ晦ニ。致斎ハ三日自丑至卯。

其辰日以後即有散斎也。具ニハ見タリ神祇令^ヲ。

古私記云。散斎荒忌致斎真忌者。凡一月ノ斎為大祀。三斎^ヲ為中

祀。一日斎為小祀云。儒中凡欲行祭礼。先修三斎戒。禮記祭義云。

致斎於内^二三日廟中アリ散白^ヲ。散斎於外^一七日廟外^ヲ静定^シ。斎之日其居處。思

其語笑。思意思其所樂。思其所嗜所謂想^也。

或記云。二月十一月大祭。以初卯日奉祭。自西日立致^ヲ。祭神之時

丑。

頌曰ナニハツニサタヤコノハナフニコモリ
イマハハルヘトサタヤコノハナ
或、礼裏ニモ書之。

此歌昔百濟王仁ト(云)人。大鷦鷯皇子忌可有踐祚之由。勸申
之時詠也。

其札奥書云ミヤマニハアラレフルシトヤマニハ
マサキノカツライロマサリケリ

此歌ハ一本

櫛長地上六尺入根三尺。合九尺。

当宮致祭散祭事^ヲ。

自午日至酉日散祭。自酉日至卯致祭。自卯至午。散也。

鈴³²夕連切。衛也。量也。擬^ヲ魚理切也。或人云。

次也。度也。

真語者。金剛般若經云。

如來是真語者。実語者。如語者。不詭語者。不異語者文。

注云々。

真語者。說一切有情皆有仏性。實語者。說衆生^ヲ造惡業。定受

苦報。如語者。說衆生修善法。定有樂報。不詭語者。說般若波

羅蜜法ヨリ。出生三世仏決定^ヲ。不レ虛。不異語者。如來所說。

初善中善後苦旨意敬妙。一切天魔外道。无有能超勝乃破壞仏語

者文。竟終

生歲六十二才

延寶八年庚申初秋中八日

豪憲法印
寫之

前惣檢校宇佐宿（アサシタ）為輔上洛之時。於一條返橋。問路占云。吾大菩薩本地或尺迦三尊或彌陀三尊。何必定耶云々。爰容顏美麗少僧兩

人。自東向西而渡橋之間。相互打懸手於各肩申云。御身與我身者。御身ヲ我身トモ云テ。我身ヲ御身トモ云ヒテ。如此度々相語而指西而過（畢。年）來不審此時開畢。誠化來歟。仍尺迦彌陀者

一体分身之由。令信敬也云々。」¹⁸⁺

光仁天皇寶龜八年。有古仏垂迹之名。今又同寂再唱之給歎。重筆

誤歎。

又昔之筆歎。神之文歎。不審云々。可尋之。

又或記云。古仏垂迹大悲ノ菩薩ノ託宣。

文德天安三年二月三日云々。

東都記云。

我无量劫之中。三界衆生修善方便。導師利濟衆生。借神道名者。

斬之為度邪衆也云々。」¹⁹⁺

（私云。取兩度引合之歎。）

寂光土（者）。衆生心底——究竟仏土也。教主者法身如來也。又有者心身如來同居土教主也。又九界戒聲也。空者報身如來實報土

教主也。此則本地三身隨類應作故。大菩薩（アマラダ）示現十界形像。其中諸

佛菩薩等事往々神託不一准。不可定一也。辟（ハセ）如明鏡浮万像。是以

當宮御簾上。被懸明鏡者是也。余社定本地（アマカニ）泰鑄付鏡面。又一門利

²⁰⁺ 被懸明鏡者是也。

生也。當宮普門利生也。

一條院御宇寛弘四年官符稱。我朝之号神國者（アマカニ）大菩薩鎮護之誓依深坐也。宗廟之施神威者竜花尊潛衛之力。依広被也云々。

興福寺申狀云。

德治三年 略抄也。

八幡大菩薩者朝廷之宗廟也。而昔伝教和尚建立叡山ニ伽藍。弘通天台教法之日。詣宇佐宮（アサミヤマ）詣為鎮守。大菩薩辭曰。我有甚深之誓願。殊護慈尊之遺法。難隨汝請。須啓他社云々。見山王院錄起之。

太宰府宮神司紀監代（アマカニ）立用官物三十石。二季（ツクニ）秋備神酒。宇佐宮三瓶子各一斗。同若宮二瓶子。香椎宮三瓶子。香春宮三瓶子。就中彼解文。自往古以來。

香春大明神御新土（シルス）書之。五十年以元年（アマカニ）寛喜任例。府官集來彼解文ニ大菩薩御新ト書之在。失錯之由。又書直

之。尚大菩薩書々。此事神慮難測。可取孔子之由。府官等議定。

大明神与大菩薩合二書天取之。大菩薩之文ヲ取。自其年彼狀解文。

香春大菩薩御新申書之。²¹⁺

伝教大師御袈裟三衣司奉納之云。彼六卷者。伝教大師筆也。法華經二部内金泥部者道遠和尚筆。一部者伝教大師筆。

其後書法花経大般若各一部。奉納竈門宝滿大菩薩社壇。奉增種々法味畢。

大同二年丁亥九月十五日符。大菩薩御新由府庫物并正稅。比畔神新由神封。造備者。

白河天皇承保四年五月大雪。十一月改元。此瑞雪自非。法力神光依難消。感昔神託。起今宝塔。請同宮僧。被行法花法。

彼新宝塔供養。白川院永保元年十月廿日。

此時御願文云。

(92) 宇作宮者保全社稷之基。弥勒寺者鎮護國家之砌。長開百代鴻烈讚衛無論。遙守万年之龍(國)。靈驗如在。故出虛握乾之人。皆致欽仰。繼体守文之主。誰不皈依。是以歎念無他。倫仰神德之如彼。震襟尤切。久²¹ 馮仏陀之護持。蓋癡心願於斯特⁶⁴ 將起塔婆於其處⁶⁵ 云々。已上略抄。

石清水記云。

凡垂跡乃後。令託宣給事。只朝廷遠可奉守扶事与利之外。更無一事。

自卷裏書

源朝臣頬信告文云。

朱雀皇帝御宇承平七年。平將門為造意長本⁽⁹⁶⁾。一金謀反計略之日。

祖父經基六孫王告奏。禁者。駁²² 其告言。被施朝威。天慶三年國家

安鎮天下泰平已上。

朱雀天皇十年天慶三年庚子藤原能友兵亂之時。太宰大弌參議小野朝臣好古卿。蒙大菩薩示現云。

春加須美トモニタチ出ルサクラ花ヨシフル雨ニウチヤフリ奈ン

王年代記云朱雀。又西海道諸國々物不令京上。任²³ 心掠領。賊首藤井能友等。其件類万七千余人乘船七百余艘之處。擊平將軍數千

軍兵等者也。左衛門尉春美。於伊予國終儀之畢取要。

又為御祈。被加度者年分僧二人。天慶三年八月廿七日官符。在天平神託之歟。

(101) 或云。本藏云。如此曲答者。昔右大臣之時。被左遷之宣命令在。

左遷之所正曆四年八月廿日勅使參拝。聖廟被左遷大臣從一位之宣。仍雖悅仁²² 恩猶有下貽²³ 著左遷名²⁴ 句²⁵ 上歎。同十二月二十一日被贈太政大臣正一位云々。同五年到来西府云々。

其時御勅答云。

昨為北闕被悲士⁽¹⁰²⁾ 今作西都雪恥戶

生恨死歛其我奈 今須望足護皇基

勅使散位菅原為理歎⁽¹⁰³⁾ (云々)。

ハルカスミ土毛仁立伊津留櫻花世々布留雨仁打耶布利奈牟弘法大師御告言云。神護寺^{古云}高雄是和氣氏建立²³ 八幡大菩薩正託庭

也云々。

八正道與者。

一。正見⁽¹⁰⁴⁾ 知惠也。正直見四諦下

二。正思惟⁽¹⁰⁵⁾ 切徳明了故也。

三。正語⁽¹⁰⁶⁾ 正思惟如法。

四。正業⁽¹⁰⁷⁾ 等慚穢種事消滅之令成濟

五。正命⁽¹⁰⁸⁾ 世間人⁽¹⁰⁹⁾ 爲¹⁰身現¹¹愚以¹²相護¹³ 句¹⁴身中无功德有功⁽¹⁰⁹⁾ (德)

古世間吉凶。高声現威懾恐人也。自活命離如此事²² 二正命也²³ (109)

六。正精進⁽¹⁰⁹⁾ 進善法⁽¹⁰⁹⁾ 菩提⁽¹⁰⁹⁾ 正精進云也。

七。正念⁽¹⁰⁹⁾ 无漏惠念也。

八。正定 淨知惠靜善心相處也。

勘注抄 道範阿闍梨

此寺元是正三位行兼民部卿和氣朝臣清麻呂。依八幡大神ノ教ニ

所建立一也。而ヲ以テ天長六年一正五位下河内守和氣朝臣直綱。

從五位下弔正少弼和氣仲世。以神願寺奉付弘法大師一作納涼

房。為伊²⁴所^ト。曰名神護國祚寺二云々。

一云石清水。勝光明院玉藏^ト御坐御影。弘法大師御渡唐之時。手自

今⁽¹⁷⁾舉^ト絵御之御影也。僧影載日輪令。持鏡杖始^ト。大師皈朝之後。被奉安置高雄寺。

而彼寺荒廢之後。鳥羽上皇尋召^(年紀)可^レ被奉安置件宝藏云々。

或云。高雄寺再興以後。彼御影奉安置當寺之間現在云々。

延慶二年正月廿一日當宮炎土之時奉取出之處。令飛出畢。未印出

者也。彼^テ面本貞^{ラカナルヲ}。神吽法印弟子神吳²⁴相伝奉所持者也。

延慶二年己酉十一月廿三日。惣弁宮川合宿禰元氏對面物語之次。

永氏此申云。御託宣集^ヲ學頭御房^ト所望之處。先房被預置云々。可

被許否云々。神吳申様。可中書之^(由被申之)間領掌許也。永氏云。

被書寫其本否。答中^ト乃誓狀事^モ候^ハトテ一文モ不書留^ト申^テ罷

飯畢。同三年正月三日寅^(時)夢想云。永氏与神吳如去年十二月問答一

言不違^テ師匠學頭御房^ヘ參シテ申様。御託宣集事。永氏問答候ツルニ。

聖^(マツ)廟勅答之時^(詩)又円融院天錄年中御託宣計^ノ真言秘抄^ヲ書置^ト

申^テ候ヒツルト申シケレハ。其二文ハ二百貫当^{ルト}被御^{ケリ}已上夢想云々。

此二文書写事實正ニテ候。

又日夜卯時夢想云。當特御在所^(小倉山社)大尾山御宝前^ヘ参^テ。北大門ノ方^ヘ遊行之處。途中有声云。先ノ夢見處ノ二ノ文、光ヲ放^{ツヤト}云々已上夢也。

延慶三年二月十五日²⁵

此条々并備テ八幡之照鑒。更不偽申者也。

夢合事。

二百貫^ニ当^{ルト}云事。深法者雖与千金。不可^援⁽¹⁷⁾非器。以之云。千金

莫^ニ傳之意歟。一光ノ事。令修大日教之蜜法者。奉增大菩薩法樂。

耀^ト日耀^ト神光之故。二之光歟。闕伽水写御影之坐事。如真言教者。

行法之間。所念事令[□]本尊者。前供養後供養之闕伽之時。可祈念

也。水即叶器之方円。又叶我心。我心即本尊。々々即我心也。²⁶如

是觀念之時。感應道交所念成就也云々。大菩薩写御影於闕伽水者。滿行者所念之坐歟。善男後身也。伊豆國件影在之。無少違。

弼宰相彼有國者伴大納言善男後身也。伊豆國件影在之。無少違。

神吽後^ハ寺講代転任權少僧都^{大和尚位}。大法印。

自裏書²⁶

正卷裏書分別紙記之私

延慶二年⁽¹²⁰⁾酉八月廿八日。惣檢校宇⁽²¹⁾作⁽²²⁾世捕夢想記。

去夜寅剋夢想云々。

御許山半腹ヨリ小河二流。此水學頭僧都神吽胸ヨリ小穴ニ有ルヨリ出。

世輔右手ノ大抬次⁽²²⁾二抬以押之。
指歎

左穴阿字ノ水。右ノ穴鍔字ノ水。ヨクヲス時ハ水多ク出ツ。ヨク
オス時、水スクナク出。此僧都、体ヲ見レハ即御許山也。又右ノ足
ヲノヘテ膝スコシタテ、足ヲハタラカセハ水出已上⁽²³⁾」

不退修行次第云。

居即成宝冠。立即成釦。臥即成如意宝珠。

行即成⁽²⁴⁾字也。⁽²⁵⁾字也。⁽²⁶⁾字也。

吽。水歟。

知者六識將軍也。識者八識心王也。帰スル八識時成同體。

出六識⁽²⁷⁾時者。成別休也。

修驗人不可有者。法連和尚為修驗人。昔行出此玉ヲ彦山。被与⁽²⁸⁾

時者。成別休也。

我也。今措置此玉於彦山辰巳角。為利衆生也。又名聞等八ヶ条者。

本地如來專禁制之。垂迹神⁽²⁹⁾道何施与之哉。然也。但衆生者世間

名聞等為先。而出世利等為次也。故近於彼緣於此先令開名聞之花。

終為法仏身之宗也。

石清水記云。大菩薩兜卒天内院外部神⁽³⁰⁾志。御⁽³¹⁾其名曰金度久神。遙

慈尊法乎守護。又慈尊三会尔至未⁽³²⁾三尺尊正像末⁽³³⁾衆生乎利益⁽³⁴⁾世⁽³⁵⁾申願

シ玉⁽³⁶⁾云々。

或記云。第六十三代村上天皇御時。

天德元年丁巳。金色鷲成給御

許山頭矣⁽³⁷⁾」

自第十一代仁德天皇迄六十三代村上天皇。四十七代七百廿七年也。

又五十九皇以前第五皇孝照天皇歟。天照大神籠天磐戸之坐時。有一百八町石屋。其有八幡石屋。仍自往昔有難行苦行歟。

広繼生年廿八歳時。被討畢。

巡拝記云。

人聞菩薩御許山御修行之昔。无硯水之時。以筆管指大石給。靈水忽出。其水于今不乾云々⁽³⁸⁾」

比義者武内再来之由。見靈巻之裏書。

八幡御許山石体權現寶前。

奉加納仏舍利毫粒⁽³⁹⁾御体碑許。

奉入水精塔二寸。在⁽⁴⁰⁾匙錦ノ打敷。

建治二年⁽⁴¹⁾丙子八月十二日⁽⁴²⁾第六日⁽⁴³⁾彼岸⁽⁴⁴⁾神畔阿闍梨。

奉請取

八幡御許石体拝現御体碑許。奉入精塔二寸。

奉加仏舍利一粒⁽⁴⁵⁾」

右仏舍利自阿闍梨金剛仏子。御奉納也⁽⁴⁶⁾打敷⁽⁴⁷⁾在是⁽⁴⁸⁾詔⁽⁴⁹⁾。

奉副當山根本即舍利彼金々寺可有御供養狀。(如件)。

巡拝記云。

御許山縁起并流記等。湛海法師以惡心放火之時。宝藏燒尽刻炎上

云々。其後當山座主口伝在今。此卷二此等⁽⁵⁰⁾知人无之。尤可秘々々。

建治二年丙子八月十一日⁽⁵¹⁾第六日⁽⁵²⁾彼岸⁽⁵³⁾大檢校法師神知在判⁽⁵⁴⁾」

檢校大法師長尊上座大法師成慶在判

薩卷裏書

一。元明天皇御宇治七年第七年⁽⁵⁵⁾庚寅。高麗國軍七万三千人来。

被迫返畢。

(33)

甲申。

高麗國軍七万三千人来。

昔仏在世時五百人外道成論仏法。儲大会立高座。天下知者登斯座。⁽³⁴⁾
可論義云々。然舍利女云者。境節乍為懷姓身。有登座之思。即昇
矣。外道依慢女昇。⁽³⁵⁾雖成嘲哢面々論議一々令負。其子生長。為知
惠。⁽³⁶⁾第一舍利仏。彼母儀之勝論者。依胎子之智力也。取意。⁽³⁷⁾

敏達天皇御（字）治十四年。第四年乙未。新羅國賊來。從太宰府

泛播磨國明石浦。皆即燒失。皆有官兵。此時靈神令冥狀給人。

打可天皇御三事之卷第八金申
上新嘉國貢合單

宣 30
○ウ

○聖武天皇御宇。
重々事

聖龜五年略之。又新羅乃軍發留。其時又我礼千ノ兵神乎發天。件奴

日本ノ宁波成員

私云。當宮記神龜二年移坐小椋山云々。不審。

人王第五十七代陽生天皇元年。元慶元年丁酉十一月十三日御託宣。權大宮司藤原実元女子七歳云々。是大分宮御鎮坐之時御託宣歟。可尋之。

薩卷裏書訖。

延寶八曆庚申初秋下四日

写之

六十四歲

113 110 107 104 102 99 96 93 90 87 84 82 79
 桟 永 桟 桟 耶 桟 桟 桟 桟 桟 桟 桟 桟 桟
 時 か。奉 占 ヲ 純 張 偏 由 奉 善 銓 撫
 消 シ テ
 114 111 108 105 「恥」 100 97 94 91 88 85 83 80
 桟 桟 桟 桟 ト 伴 純 桟 桟 桟 桟 微 桟 桟
 ヲ か。白 ト 云 す。か。 斯 同 請 「云々」 吊
 115 112 109 106 103 101 98 95 92 89 86 81
 仰 桟 桟 ヲ 桟 桟 原 桟 桟 虫 桟 桟 「之」 桟
 申 官 か。功 勅 か。時 佐 賛 条
 令
 か。

142 139 136 133 130 127 125 122 119 116
 「也」 承 桟 和 銅 桟 虫 桟 桟 桟 桟 桟
 か。 か。 身 頭 果 「ハ」 輔 王 時
 か。
 140 137 134 131 128 123 120 117
 「群」 桟 桟 桟 桟 桟 桟 桟 桟
 か。 智 智 首 大 指 己 授

(本学特別研修員
国文学)

141 138 135 132 129 126 124 121 118
 「靈」 桟 桟 桟 桟 桟 桟 「鑑」 桟 虫 损。
 か。 丹 妪 錦 土 于 か。 佐 「申」 か。